

「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費」（平成26年度補正予算）における
「保証等プログラム付」普通充電器の申請募集開始について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本事業に格別のご協力をいただきありがとうございます。

「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費」（平成26年度補正予算）における補助対象経費として認める「充電設備」のうち、普通充電器につきましては新たに「保証等プログラム付」を認めることとし、10日よりメーカーからの申請の受付を開始しました。

なお、承認を受けた「普通充電器」については、順次当センターのHPで告知します。

本補助事業の活用を検討され、申請を準備されている方は以下の内容を参考にしてください。

1. 内容

（1）概要

「保証等プログラム付」普通充電器とは、以下の費用を、センターが認める当該充電器の本体価格に含む「普通充電器」のことを言います。この充電器の設置は、第1、および第2の事業に限ります。

- ① 定期点検費用（消費税は含みません）
- ② コールセンター費用（同上）
- ③ 通信費（同上、高機能・課金機能（通信仕様）付き普通充電器に限ります）

（2）「保証等プログラム付」としてセンターが認める補助対象経費について

①定期点検費用

充電器メーカーが当該充電器の性能を維持するのに必要と定めた定期点検（年単位）に係る費用を補助します。（ただし、内容及び価格はセンターが申告内容を審査し決定します。）
具体的には

- ・ 充電器本体の定期点検（定期点検実務＝不具合なきことの確認・清掃等）に係る人件費
- ・ 定期点検時に交換が予定されている「交換部品」の部品費・および交換に係る人件費
- ・ 課金機付充電器の場合は、課金機の定期点検（同上）に係る人件費、および

定期点検時に交換が予定されている「交換部品」の部品費・および交換に係る人件費
本費用は、「保証プログラム付」普通充電器として申請する場合、必ず含まれる費用とします。

②コールセンター費用

充電器の故障等に関する充電器購入者および充電器利用者からの通報に対応するコールセンターの利用に係る費用、および、通報に対処する際に発生する費用のうち、センターが認める費用を補助します。 具体的には

- ・ コールセンターとの契約費用
- ・ 現地に赴き原因を調査する作業に係る費用

をいいます。

なお、調査結果として対処する部品交換等の費用は補助対象経費とはなりません。

コールセンターは、①充電器メーカーが運用する場合、②充電器メーカーが外部に委託する場合のいずれもこれを認めます。ただし、コールセンターは、24 時間・365 日対応することとし、通報による対処期日は連絡を受け 3 日（営業日）以内であることを条件とします。

③通信費（課金機（通信仕様）付き普通充電器に限る）

利用者を認識し、充電器を稼働させ、課金決済等を行うシステムを利用する際に必要となる通信費を補助します。なお、プロバイダーによる当該システム開発費の償却費は補助対象経費とはなりません。

（3）補助額（年額、上限値）について

補助金交付額の上限は、以下の通りです。申請内容をセンターが審査し決定します。

① 定期点検費用 : 原則 10 万円

② コールセンター費用 : 15 万円

③ 通信費 : 8 万円

なお、①～③を組み合わせたプログラム合算の上限額（年間）は、原則 20 万円となります。プログラムの期限は最長 5 年とし 1 年から設定可能です。よって、期間が 5 年の場合は最大 100 万円をプログラム費用として認めます。既に承認された型式の普通充電器にプログラムを付加する場合で、本体価格に 1 年間の保証期間が組み込まれている場合、当該プログラムとの重複がないことが条件となります。

2. 運用に関して

* 交付決定を受けていない場合で機種変更をされたい場合、下記のどちらかの手続きを行ってください。

① 工事内容に変更がある場合（充電器メーカーの変更、別機種への変更等）は、「取下げ」の手続き（「補助金交付申請取下書（様式 20）」の提出）を行ってください。その後、改めて申請をしてください。

② 工事内容に変更がない場合（同機種で型式のみ変更等）は、「保証等プログラム付機種への変更申告書（参考様式 2）」に新しい見積書を添付してセンターへ提出してください。

* 交付決定を受けている場合で支払を完了していない場合、「計画変更」にて当該充電器への機種変更を認め、併せて「交付決定額」の変更を認めます。センターへ計画変更の手続き（「計画変更申告書（様式 14）」の提出）を行ってください。

* 当該プログラムに基づき保守を行ったことを、申請者は最終年限に様式 32「実施状況報告書」を用い報告することになります。

* 「保証等プログラム」は財産処分の対象です。

3. 本件に対する問い合わせ

連絡先：一般社団法人 次世代自動車振興センター 充電インフラ部

電話：03-5501-4415（お問い合わせ時間：9：00～17：00）

以上